

手当額の改定

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当 令和8年4月～

児童扶養手当

●受給資格

父母の離婚などにより父(母)と生計をともにしていない児童(18歳未満)の母(父)、または父(母)が身体などに重度の障がいがある児童の母(父)あるいは父母にかわってその児童を養育している人。

特別障害者手当

●受給資格

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の人。

※対象者が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

- ・社会福祉施設等に入所している人
- ・病院に継続して3カ月を超えて入院している人

※原爆介護手当を受給している人には、特別障害者手当を調整して支給します。

障害児福祉手当

●受給資格

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳未満の児童。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

- ・障がいを事由とする公的年金を受けられることができる場合
- ・児童福祉施設等に入所している場合

特別児童扶養手当

●受給資格

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

- ・障がいを事由とする公的年金を受けられることができる場合
- ・児童福祉施設等に入所している場合

手当の額 (月額)

児童扶養手当	全部支給	48,050円
	一部支給	11,340円～48,040円
	児童2人以上の加算額	5,680円～11,350円
特別障害者手当		30,450円
障害児福祉手当		16,560円
特別児童扶養手当	1級	58,450円
	2級	38,930円

今回紹介した手当制度の受給資格には、該当する障がいの程度に基準があり、所得制限等が定められています。

受給資格に該当すると思われる場合は、申請される前に一度ご相談ください。

☎ 福祉事務所 ☎72-1773

まめネットをご存じですか？

まめネットとは、まめネットカードをお持ちの県民の皆さんの診療情報を医療機関等で共有するネットワークです

●このような人におすすめです

- ・高齢の人・持病やアレルギーがある人
- ・複数の医療機関を受診している人
- ・在宅訪問系サービスを受けている人(訪問介護など)

●詳しくはこちらまでお問い合わせください

☎ NPO法人しまね医療情報ネットワーク協会 ☎0853-22-8058



左のステッカーがある医療機関で登録ができます

計量器定期検査

取引や証明に使用する計量器(はかり等)は、法律により2年に1回、定期検査を受けることが使用者に義務づけられています。

取引等で計量器を使用する場合は、必ずいずれかの会場で検査を受けてください。

※初めて検査を受ける場合は、担当課までご連絡ください。

●当日所持品

計量器、検査手数料(現金又は各種キャッシュレス決済)

※詳細は、町ホームページをご確認ください。



町ホームページ

月日	時間	検査場所
6月25日(木)	10時30分～11時30分	来島交流センター
	13時～15時	赤名農林会館
6月26日(金)	10時30分～11時30分	保健福祉センター ※11時30分～13時は受検できませんのでご注意ください。
	13時～15時	

☎ 産業振興課 商工観光振興室 ☎76-2214

仕事体験参加学生募集

夏休みを利用して「しまね短期仕事体験」に参加しませんか。自己分析や業界研究に役立つことはもちろん、島根で働くイメージをつかむことができます。

③ 大学(院含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校等に在学中の学生

④ 8月～9月の3日以上

⑤ 対面・オンライン

※交通費、宿泊費助成あり(条件あり)

⑥ (一次)6月15日(月)・(二次)6月29日(月)

※詳細はHPでご確認ください。

⑦ ジョブカフェしまね ☎0120-34-0451



ジョブカフェしまねHP

福祉職場相談会

福祉職場への就職を希望する求職者や学生を対象に、求人情報の提供や仕事相談を行います。

④ 6月16日(火)13:30～15:30

⑤ ハローワーク雲南(雲南市木次町里方514-2)

⑦ 島根県社会福祉協議会(島根県福祉人材センター)

☎0852-32-5957

5月29日から防災気象情報が新しくなります

気象庁と国土交通省は、5月29日に新しい防災気象情報の運用を開始します。情報名称が変わるため、内容を確認し、いざという時の行動に備えてください。

主な変更点

- 警報・注意報に「レベル」が付記されます
(旧)「大雨警報」→(新)「レベル3大雨警報」
- 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります(レベル5氾濫特別警報の新設など)
(旧)「洪水警報」
洪水予報河川・水位周知河川※1 →(新)「レベル3氾濫警報」
上記以外の河川 →(新)「レベル3大雨警報」
※1国土交通省または都道府県と共同で発表する洪水予報の対象河川(飯南町には該当する河川はありません)
- 警戒レベル4相当は「危険警報」として発表
(旧)「土砂災害警戒情報」→(新)「レベル4土砂災害危険警報」

気象庁ホームページの特設ページでは、新たな防災気象情報に関する資料が掲載されていますのでご確認ください。



気象庁ホームページ

警戒レベル	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	(警戒レベルごとの)住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険直ちに安全確保!
〈警戒レベル4までに危険な場所からかならず避難!〉					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める